

4-B

(わ)第1611号

令和元年検第1-8651号
愛知県中警察署拘留中

起 訴 状

令和元年9月6日

名古屋地方裁判所 殿

名古屋地方検察庁

検察官事務取扱副検事

崎山 修

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 島根県松江市公園通3丁目30番6号

住 居 名古屋市中区三の丸1丁目4番2号
ルビーパレス三の丸405号

職 業 無職

勾 留 中

いわかれ まとし
岩 川 哲

昭和59年11月17日生

公 訴 事 実

被告人は、令和元年8月20日午後7時ころ、名古屋市中区三の丸1丁目1番1号、居酒屋「アイベン」において、同店店長愛弁聞之助に対し、所持金がなく代金支払いの意思も能力もないのに、これがあるように装って飲食物を注文し、同人らをして、飲食後、直ちにその代金の支払いを受けられるものと誤信させ、よって、そのころから同日午後10時30分ころまでの間、同所において、同人らから順次瓶ビール3本ほか14点の飲食物（代金合計7,310円相当）の提供を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

罪 名 及 び 罰 条

詐 欺

刑法第246条第1項